

## 佐賀県がん先進医療受診環境づくり事業利子補給金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、がん対策の一環として、有効な治療法でありながら公的医療保険の適用がないがん先進医療の普及を図るため、金融機関からがん先進医療に係る費用の融資を受けた者に対し、予算の範囲内において利子補給金を交付することとし、その利子補給金については、佐賀県補助金等交付規則(昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。)及びこの要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において「がん先進医療」とは、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準(平成20年厚生労働省告示第129号)第2項及び第3項に規定された先進医療のうち、がん治療を目的とした医療をいう。

2 この要綱において「金融機関」とは、次に掲げる金融機関等をいう。

- (1) 銀行法(昭和56年法律第59号)第2条第1項に規定する銀行
  - (2) 信用金庫法(昭和26年法律第238号)に規定する信用金庫
  - (3) 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)に規定する農業協同組合
  - (4) 水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)第2条に規定する水産業協同組合
  - (5) 労働金庫法(昭和28年法律第227号)に規定する労働金庫
  - (6) 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条第2号に規定する信用協同組合
  - (7) 株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)に規定する株式会社日本政策金融公庫
  - (8) 地方公共団体
  - (9) 前各号に掲げる者に準ずるものとして知事が認めるもの
- 3 この要綱において「証書貸付」とは、貸付に当たり債務者が金融機関に融資条件を明記した借用証書を差し入れ、融資を受ける形態をいう。
- 4 この要綱において「保証料率」とは、保証を受ける者が保証者に支払う保険料又は手数料の率をいう。

### (利子補給の対象者)

第3条 利子補給の対象となる者(以下「利子補給対象者」という。)は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 次のいずれかに該当する者であること。
  - ア 国内で平成25年10月1日以降にがん先進医療を開始した患者
  - イ 国内で平成25年10月1日以降にがん先進医療を開始した患者と同一の世帯に属する者
  - ウ 国内で平成25年10月1日以降にがん先進医療を開始した患者の親族(民法(明治29年法律第89号)第725条に規定する親族。以下同じ)
- (2) がん先進医療を受ける患者は、治療開始日において、引き続き1年以上県内に住所を有していること。

### (利子補給の対象借入金)

第4条 利子補給の対象となる借入金は、がん先進医療に係る費用(以下「技術料」という。)に充てるため金融機関から証書貸付により融資を受けた借入金(以下「対象借入金」という。)であって、314万円を限度とする。

( 利子補給の対象利子 )

第5条 利子補給の対象となる利子は、利子補給対象者が金融機関との間に締結した金銭消費貸借契約の約定利率（他の利子補給制度により利子補給の交付を受ける場合にあっては、当該利子補給を受けたことにより利子補給対象者が負担することになる実質の利率）をパーセントを単位として年利率で表したもので、年利率6パーセント（保証料率を含む。）を限度とする。ただし、延滞利息等は除くものとする。なお、利子補給額に1円未満の端数が生じるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

( 利子補給の対象期間 )

第6条 利子補給の対象となる期間は、金銭消費貸借契約に基づき最初に利子を支払った月から起算して84か月以内とする。

( 利子補給の承認申請 )

第7条 利子補給の承認を受けようとする者は、様式第1号による利子補給金承認申請書に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

( 1 ) 患者本人が申請者となるとき。

- ア 患者本人の住民票
- イ 様式第2号による治療実施証明書又はがん先進医療の技術名、治療開始日、治療費及び支払日が確認できる患者本人宛ての領収書
- ウ 金銭消費貸借契約書又はこれに準ずる書類の写し
- エ 金融機関で発行する返済予定表の写し
- オ その他知事が必要と認める書類

( 2 ) 患者以外の者が申請者となるとき。

- ア 前号に掲げる書類
- イ 申請者が患者と同一の世帯に属すること又は患者の親族であることを証する書類

( 利子補給の承認 )

第8条 知事は、前条の規定により利子補給承認申請書の提出があったときは、その内容を審査して、当該利子補給の承認又は不承認を決定し、その旨を当該利子補給対象者に通知するものとする。

( 交付の条件 )

第9条 規則第5条の規定により利子補給金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

( 1 ) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。

( 2 ) 利子補給承認者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに、様式第6号による利子補給金変更届出書で知事にその旨を届け出ること。

- ア 金銭消費貸借契約の内容を変更したとき。
- イ 住所又は氏名の変更があったとき。
- ウ 対象借入金を繰上償還したとき。
- エ 金融機関に対する割賦償還金の償還を行わなかったとき。

( 3 ) 前条の規定による承認の通知を受けた者（以下「利子補給承認者」という。）が対象借入金の償還を延納した場合は、償還を行うまでの間、利子補給金の交付を停止するものとし、償還を行った日の直後の利子補給金交付日に一括して交付するものとする。ただし、償還すべき日の属する年を経過した償還金に係る利子補給金は、交付の対象としないものとする。

( 交付申請及び実績報告 )

第 10 条 利子補給承認者は、1 月 1 日から 12 月 31 日までの間に金融機関に対して支払った利子に係る利子補給金について、様式第 3 号による利子補給金交付申請兼実績報告書( 以下「交付申請兼実績報告書」という。)に、次に掲げる書類を添えて、翌年 2 月末日までに知事に提出しなければならない。

- ( 1 ) 様式第 4 号による金融機関で発行する利子支払証明書
- ( 2 ) その他知事が必要と認める書類

( 利子補給金の確定 )

第 11 条 知事は、前条の規定により交付申請兼実績報告書の提出があったときは、その内容を審査して、適当と認める場合には、交付すべき利子補給額を確定し、利子補給承認者に交付額の決定を通知するものとする。なお、交付申請兼実績報告書が到達してから交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、1 か月とする。

( 利子補給金の請求 )

第 12 条 利子補給承認者は、前条の規定により交付額の決定があったときは、様式第 5 号による利子補給金交付請求書( 以下「交付請求書」という。)を知事に提出しなければならない。

( 利子補給金の支払 )

第 13 条 知事は、前条の規定により交付請求書の提出があったときは、その内容を審査して、適当と認める場合には、利子補給金を利子補給承認者に支払うものとする。

( 利子補給の打切り又は返還 )

第 14 条 知事は、利子補給承認者が次の各号のいずれかに該当したときは、利子補給の打切り若しくは既に交付した利子補給金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- ( 1 ) 対象借入金を目的以外に使用したとき。
- ( 2 ) 対象借入金に代位弁済等により弁済されたとき。
- ( 3 ) 利子補給の承認申請から利子補給の終了までの間に提出された書類に虚偽があったとき。

( その他 )

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。